

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）

日時：令和3年11月24日（水）午後1時30分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

- (1) 国立印刷局王子工場整備事業【1回目】
- (2) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）【1回目】
- (3) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）【1回目】
- (4) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）【1回目】

2 その他

【審議資料】

- 資料1 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料3 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料4 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

審議会会長 柳委員

第二部会長 宮越委員

池邊委員

池本委員

日下委員

小林委員

廣江委員

宗方委員

保高委員

渡邊委員

(10名)

木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

資料1

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	2 件
関係区長からの意見	1 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

1 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ・本事業は既存建築物の解体工事が主であり、一般粉じんの予測・評価が必要である。

(2) 騒音・振動

- ・長期にわたる建物の解体、金属物の持ち出し、工事車両の出入りで大きな騒音が予想される。騒音に対して配慮をしていただきたい。
- ・周辺には中高層住宅が多数あることから、騒音は地上1.2mの高さのみでの予測では不十分であり、建設機械の稼働や施設の稼働については、高さ方向の騒音分布を示すべき。
- ・屋内設備の稼働も低周波音の要因となるのではないか。

(3) 土壌汚染

- ・有害物質の処理、搬出に伴う近接マンション周辺への汚染拡散の心配はないのか。

(4) 地盤、水循環

- ・山留壁による地盤変形や地下水湧出のシミュレーションを行い、予測・評価を行うべき。特に計画地は石神井川沿いの低平地であることから、項目選定は必須である。

(5) 日影

- ・「主要な地点における日影時間の変化」について変化が無いような結果だが、調査の地点が、計画地北側に隣接する集合住宅でも問題はないのか。
- ・冬至時だけではなく、年間を通じて日陰になる時期や範囲（計画地北側に隣接する集合住宅各階）も提示してもらいたい。

(6) 風環境

- ・現状より高い建物になること、建物配置が大きく変化することから周辺への影響が予測される。特に首都高速道路の排気塔などとの複合影響の恐れがあり、項目選定すべき。

(7) 廃棄物

- ・建設発生土について、発生量に対する具体的な処理あるいは保管の計画を示すべき。

2 その他

- ・集合住宅直近に仮囲いが予定されている。高さや低層階への影響を考慮してほしい。
- ・工事車両の出入りによるトラブル防止策について提示ください。
- ・アスベストについての健康被害防止策は万全なのか。

3 関係区長からの意見

【北区長】

1 総論

事業の実施にあたり、環境影響評価手続きで示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引続き、最新技術の導入などを検討し、区民からの意見・要望を踏まえたうえで、より一層の環境保全に努めること。

また、北区は「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることから、施設稼働後も、温暖化防止を念頭においたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、脱炭素社会の実現に向けて、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新や運用改善等を推進していくこと。

工事期間中や施設稼働後における住民からの苦情等に真摯に対応し、安全配慮、公害防止に努めること。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ・アスベストについて、関係法令等に基づき適切に届出、除去及び処分を実施し、飛散防止に努めること。また、2期工事で解体予定の建築物について、事前調査を適切に実施すること。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）について、環境影響評価書作成時まで、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。
- ・揮発性有機化合物（VOC）について、現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、製造量は同程度であり、印刷施設の稼働に伴う環境影響を否定できないことから、施設稼働後に濃度を測定し、結果を明らかにすること。
- ・工事の施工中の一般粉じんについて、適切な養生と十分な散水等により、飛散防止に努めること。

(2) 悪臭

- ・現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、製造量は同程度であり、印刷施設の稼働に伴う環境影響を否定できないことから、施設稼働後に臭気を測定し、結果を明らかとすること。

(3) 騒音・振動

- ・工事の施工中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- ・工事車両の走行に伴う騒音の評価結果において、予測した7地点のうち1地点で環境基準を超過していることから、低公害型車両の採用や適正運行により、より一層の騒音低減に努めること。
- ・低周波騒音について、屋上の空調・換気設備や屋内設備の稼働により発生する可能性があることから、施設稼働後に測定し、結果を明らかにすること。

(4) 水質汚濁

- ・地下水汚染について、地下水のモニタリング調査などにより、汚染地下水が敷地内にたまっていることを確認し、汚染を敷地外に拡散させないこと。

(5) 土壌汚染

- ・土壌汚染について、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、状況調査及び対策工事を適切に実施すること。また、土壌汚染対策の進行状況について、適宜、関係行政庁へ速やかな情報提供を行うこと。

(6) 温室効果ガス

- ・一部建替え後の新工場において、太陽光発電システムや蓄電池の導入等再生可能エネルギーの利活用を積極的に進めるほか、環境に配慮した電力調達、エネルギー消費原単位の改善を促すさらなる省エネの追求など、環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- ・工事の施工中について、工事車両のアイドリングストップ及び省燃費運転や、省エネルギー性能に優れた重機・車両等の適正配備を促進し、環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

3 その他

- ・工事計画日程・予定、工事時間等についての周知・説明について丁寧な対応をされたい。
- ・計画地内の土壌汚染調査の範囲について
図 8.4-1 における概況調査（表土の調査）範囲が、図 6.2-2 における解体範囲外にあることについて、説明を追記されたい。
- ・関係法令に示される事業者の責務等の記述について
表 8.9-5 (1) における「地球温暖化対策の推進に関する法律」について、最新の計画に反映すること。
- ・関連計画に示される目標・施策等
表 8.9-6 における計画について、最新の計画に反映すること。

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
関係区長からの意見	3 件
合 計	3 件

2 関係区長からの意見

【千代田区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

(3) 日影

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(4) 電波障害

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(5) 風環境

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(6) 景観

- ・ 千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)に即した建築計画となるよう検討されたい。また、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められたい。

【中央区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。

(2) 騒音・振動

- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動については基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めること。
- ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果は環境基準を満たしてはいるものの、工事の実施にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理を徹底し、車両運行に伴う工事工程の平準化に努めることで、道路交通騒音の低減により一層努めること。

(3) その他

- ・ 計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。
- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・ 当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。

【港区長】

1 総論

- ・ 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。

- ・計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等については、真摯に対応してください。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ・建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めてください。

(2) 大気汚染、騒音・振動、その他

- ・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- ・工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。

(3) 電波障害

- ・計画建物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。

(4) 風環境

- ・敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、さらに工夫してください。
- ・防風機能を満足するような成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ・近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。

第二部会 審議資料

資料3

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
関係区長からの意見	3 件
合 計	4 件

2 都民からの主な意見

(1) 評価項目に関する意見

①日影

環境影響評価書案の7.3日影、7.3.1現況調査、(2)調査結果②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂は、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在し、本計画により日影の影響を受ける施設であるにもかかわらず、その記載がない。また、指定文化財等の記載があるが、市政会館・日比谷公会堂は東京都選定歴史的建造物、千代田区景観まちづくり重要物件、近代化産業遺産に選定されている。

これらのことは、当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かは知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による日影や景観変更等によって会館東側の採光や眺望はかなりの影響を被ることをご理解いただきたい。

以上を前提として検討すると、7.3.2予測、(4)予測結果、②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度によれば、A地点である日比谷公園の日影時間は、春秋分日において約2時間20分、冬至日において約1時間20分増加すると予測されており、評価の結果としては影響は小さいとしている。しかし、当会館南側の建築物の影響で既に日照が相当制限されていることもあり、影響は小さいとは決して言えない。

②風環境

環境影響評価書案の 7.5 風環境、7.5.1 現況調査、(2) 調査結果②風の影響に特に配慮すべき施設の状況において、計画地西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在する当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂の記載がない。

これは、本計画により風の影響を受ける当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かは知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による風の影響を被る関係にあることをご理解いただきたい。

以上を前提として検討すると、市政会館の予測地点 58 は領域 A から領域 B へ変化する予想値が出ている。通常時も一定の風速増が予想され、事前の対策を講じることがを要望するが、台風や前線通過時の大風、突風等は想定外の被害をもたらすことがあるので、こちらにもシミュレーションを行った上、十分な風対策を講じられたい。

③景観

中地区に計画する建築物の最高高さは約 230 メートルと現行の地上 9 階建ての NTT 日比谷ビルの高さより約 200 メートル、8 倍近く高くなり、景観に与える影響は小さくなく、西に面する日比谷公園側に与える圧迫感に対して危惧している。

予想図では計画建築物は敷地の西側に寄せて計画されており、従来より 200 メートル高い建築物の圧迫感及び日影を考慮すれば、できるだけ東側に寄せることを検討すべきである。

環境影響評価書案の 7.6 景観、7.6.2 予測、(4) 予測結果①主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度には、西側の日比谷公園とは反対側の「東側には大規模な広場を設け」、「西側は、高さ約 31m の表情線を形成するための基壇部を設け、統一感のある街並みが形成される」とある。しかしながら、31m の基壇部自体が南地区と中地区で連続するため、かなりの圧迫感を与えるものと予想する。

従って、評価の結果にあるように、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さくはない。また、②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、「近景域では計画建築物が大きく視認される地点は眺望を変化させる要素となるが、都市景観の新たなシンボリックな存在として認識される」と言い切ることが果たしてできるのか。近景域での眺望の変化の影

響は大きい。③圧迫感の変化の程度は、A 地点（日比谷公園前）の天空写真で見ると、地域全体の建築物の形態率は 34.8%と 13.1 ポイントの増加、計画地内の計画建築物の形態率は 17.8%と 9.7 ポイント増加する。

評価の結果では、計画建築物の高層部のセットバックにより圧迫感の軽減を図っているが、圧迫感の変化の影響は決して小さくはない。

④その他

3 地区に分かれる本計画のような場合、周辺地域の環境に計画全体として与える影響もあるのではないかと思考する。

まず、一丁目街区に最高高さ 230 メートルの巨大な計画建築物が 4 棟立ち並ぶことは、その西側の広い範囲の地域に対して東側からの海風を遮る効果をもたらす、都心の夏のヒートアイランド現象をさらに加速させる。特に北地区のノースタワーは北地区と中地区の空隙を壁となって塞ぐ役割を果たし、風の通り道を妨げると考えられる。

また、日比谷公園との関係に絞って言えば、北地区、中地区、南地区に最高高さ 230 メートルの計画建築物が建った後は、3 地区の建築物の日影の影響が複合し、日比谷公園全体について日照の相当程度の減少が生じる。さらには、3 地区に建つ巨大な計画建築物が風向や風速に影響して夏のヒートアイランド現象が加速することによる乾燥と地表面の暑熱の上昇も懸念され、日比谷公園の植物の生態に大きな影響が生じることが危惧される。言うまでもなく、日比谷公園は、多様な樹相を含む緑豊かな公園として造営され、都心に働く人々をはじめ、多くの人々にとって、かけがえのない上質の緑地空間として長年にわたって利用されているものである。仮に、本件 3 地区の計画建築物により上記のように全体としての日比谷公園の日照や植生などに影響が生じるとすれば、それは都心における貴重な緑地空間としての公園全体の質を劣化させることになり、同時に、当会館にとっても日比谷公園に立地していることによる会館の価値を低減させるものと言わざるを得ない。

従って、本件のような計画に当たって、環境影響を評価するには、各地区ごとの影響評価だけでなく、3 地区一纏まりでの事業のもたらす影響を、日比谷公園という一つの緑地空間の全体に対するものも含めて、一体として評価すべきである。

3 関係区長からの意見

【千代田区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

(3) 日影

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(4) 電波障害

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(5) 風環境

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(6) 景観

- ・ 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）に即した建築計画となるよう検討されたい。また、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められたい。

【中央区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。

(2) 騒音・振動

- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動については基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めること。

- ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果は環境基準を満たしてはいるものの、工事の実施にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理を徹底し、車両運行の伴う工事工程の平準化に努めることで、道路交通騒音の低減により一層努めること。

(3)その他

- ・ 計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。
- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・ 当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。

【港区長】

1 総論

- ・ 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等については、真摯に対応してください。

2 評価項目に関する意見

(1)大気汚染

- ・ 建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めてください。

(2)大気汚染、騒音・振動、その他

- ・ 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減

するよう適切な対策を講じてください。

- ・工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。

(3) 電波障害

- ・計画建物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。

(4) 風環境

- ・敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、さらに工夫してください。
- ・防風機能を満足するような成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ・近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。

第二部会 審議資料

資料4

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
関係区長からの意見	3 件
合 計	4 件

2 都民からの主な意見

(1) 評価項目に関する意見

①日影

環境影響評価書案の7.3日影、7.3.1現況調査、(2)調査結果②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西北西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、当財団が所有管理する市政会館及び都が所有管理する日比谷公会堂は、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在し、本計画により最も日影の影響を受ける施設であるにもかかわらず、その記載がない。また、指定文化財等の記載があるが、市政会館・日比谷公会堂は東京都選定歴史的建造物、千代田区景観まちづくり重要物件、経済産業省近代化産業遺産に選定されている。

これらのことは、当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かは知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による日影や景観変更等によって会館東側の採光や眺望はかなりの影響を被ることをご理解いただきたい。

以上を前提として検討すると、7.3.2予測、(4)予測結果、②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度によれば、A地点である日比谷公園の日影時間は、夏至日において約2時間10分、春秋分日において約2時間10分、冬至日において約30分増加すると予測されており、評価の結果としては影響は小さいとしている。しかし、当会館南側の建築物の影響で既に日照が相当制限されていることもあり、影響は

小さいとは決して言えない。

②風環境

環境影響評価書案の 7.5 風環境、7.5.1 現況調査、(2) 調査結果②風の影響に特に配慮すべき施設の状況において、計画地西北西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在する当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂の記載がない。

これは、本計画により風の影響を受ける当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かは知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による風の影響を被る関係にあることをご理解いただきたい。

以上を前提として検討すると、市政会館の予測地点 58 は領域 A から領域 B へ変化する予想値が出ている。通常時も一定の風速増が予想され、事前の対策を講じることを要望するが、台風や前線通過時の大風、突風等は想定外の被害をもたらすことがあるので、こちらもシミュレーションを行った上、十分な風対策を講じられたい。

③景観

南地区に計画する建築物の最高高さは約 230 メートルと現行の高さより 90 メートル、1.6 倍高くなり、景観に与える影響は小さくなく、西に面する日比谷公園側に与える圧迫感に対して危惧している。特に、現みずほ銀行内幸町本部ビルにおいては、設計者の芦原義信は都市景観に配慮し、総合設計制度を活用して、建物全体を NTT 日比谷ビル側に寄せ、市民のための公開空地を作るなど、地上 140 メートルの巨大構造物でありながら、威圧的な印象を与えないよう、低層部分を末広りの形状にしている（「建築文化」1981 年 4 月号）。一方、計画建築物は、予想図では敷地の中央部に計画されてはいるものの、従来より 90 メートル高い建築物の圧迫感及び日影を考慮すれば、できるだけ東側に寄せることを検討すべきである。しかるところ、環境影響評価書案の 7.6 景観、7.6.2 予測、(4) 予測結果①主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度には、西側の日比谷公園とは反対側の「東側に大規模な広場を設け」、「西側は、高さ約 31m の表情線を形成するための基壇部を設け、統一感のある街並みが形成される」とある。しかしながら、31m の基壇部自体が南地区と中地区で連続するため、中地区にある NTT 日比谷ビルの地上 9 階建てという現況高さと比較しても、かなりの圧迫感を与えるものと予想する。

従って、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さくはない。また、②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、「近景域では計画建築物が大きく視認される地点は眺望を変化させる要素となるが、都市景観の新たなシンボリックな存在として認識される」と言い切ることが果たしてできるのか。近景域での眺望の変化の影響は大きい。③圧迫感の変化の程度は、A地点（日比谷公園前）の天空写真で見ると、地域全体の建築物の形態率は38.4%と13.9ポイントの増加、計画地内の計画建築物の形態率は11.9%と6.9ポイント増加する。計画建築物の高層部のセットバックの状況は不明であるが、圧迫感の変化の影響は決して小さくはない。

④その他

3地区に分かれる本計画のような場合、周辺地域の環境に計画全体として与える影響もあるのではないかと思考する。

先ず、一丁目街区に最高高さ230メートルの巨大な計画建築物が4棟立ち並ぶことは、その西側の広い範囲の地域に対して東側からの海風を遮る効果をもたらし、都心の夏のヒートアイランド現象をさらに加速させる。特に北地区のノースタワーは北地区と中地区の空隙を壁となって塞ぐ役割を果たし、風の通り道を妨げると考えられる。

また、日比谷公園との関係に絞って言えば、北地区、中地区、南地区に最高高さ230メートルの計画建築物が建った後は、3地区の建築物の日影の影響が複合し、日比谷公園全体について日照の相当程度の減少が生じる。さらには、3地区に建つ巨大な計画建築物が風向や風速に影響して夏のヒートアイランド現象が加速することによる乾燥と地表面の暑熱の上昇も懸念され、日比谷公園の植物の生態に大きな影響が生じることが危惧される。言うまでもなく、日比谷公園は、多様な樹相を含む緑豊かな公園として造営され、都心に働く人々をはじめ、多くの人々にとって、かけがえのない上質の緑地空間として長年にわたって利用されているものである。仮に、本件3地区の計画建築物により上記のように全体としての日比谷公園の日照や植生などに影響が生じるとすれば、それは都心における貴重な緑地空間としての公園全体の質を劣化させることになり、同時に、当会館にとっても日比谷公園に立地していることによる会館の価値を低減させるものと言わざるを得ない。

従って、本件のような計画に当たって、環境影響を評価するには、各地区ごとの影響評価だけでなく、3地区一纏まりでの事業のもたらす影響を、日比谷公園とい

う一個の緑地空間の全体に対するものも含めて、一体として評価すべきである。

3 関係区長からの意見

【千代田区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

(3) 日影

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(4) 電波障害

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(5) 風環境

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。

(6) 景観

- ・ 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）に即した建築計画となるよう検討されたい。また、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められたい。

【中央区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。

(2) 騒音・振動

- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動については基準値を下回っているものの、計

画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めること。

- ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果は環境基準を満たしてはいるものの、工事の実施にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理を徹底し、車両運行の伴う工事工程の平準化に努めることで、道路交通騒音の低減により一層努めること。

(3) その他

- ・ 計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。
- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・ 当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。

【港区長】

1 総論

- ・ 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等については、真摯に対応してください。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ・ 建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めてください。

(2) 大気汚染、騒音・振動、その他

- ・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- ・工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。

(3) 電波障害

- ・計画建物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。

(4) 風環境

- ・敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、さらに工夫してください。
- ・防風機能を満足するような成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ・近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。